廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県規則第52号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年岩手県規則第67号）の一部を次のように改正する。

様式第26号を次のように改める。

様式第26号（第17条関係）

（表面）

産　業　廃　棄　物

の処分実績報告書（　　年度）

特別管理産業廃棄物

－中間処分業・最終処分業－

年　　月　　日

岩手県知事　　様

報告者　　住　所

氏　名　　印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び商号又は名称並びに代表者の氏名）

年度の産業廃棄物の処理実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定により、次のとおり報告します。

許可の種類						許可年月日	年　月　日		許可番号				
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者（排出事業者又は処分業者）					処　分			受託者				
	許可番号	氏名又は名称	受託量	1	2	処分方法	処分量	処分後量	許可番号	氏名又は名称	委託内容	委託量	
	住　所					処分場所			住　所				

（Ａ４）

（裏面）

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者（排出事業者又は処分業者）					処　分			受託者				
	許可番号	氏名又は名称	受託量	1	2	処分方法	処分量	処分後量	許可番号	氏名又は名称	委託内容	委託量	
	住　所					処分場所			住　所				

備考１　この報告書は、前年４月１日から３月 31 日までに処理した産業廃棄物の量を記載して６月 30 日までに提出してください。単位はｔ又は㎥

２　委託者とは、報告者に処分を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と処分業者から再委託を受ける場合があること。

なお、処分業者からの再委託である場合は委託者の欄の１の欄に（再）と記載してください。

３　県外において生じた産業廃棄物の処理を県内で行うために搬入した場合は、委託者の欄の１の欄には当該産業廃棄物の生じた都道府県名を記載し、２の欄には当該産業廃棄物について、次のアからエまでに掲げるもののうち該当するものを選択し、その記号を記載してください。

ア　専ら製品の製造又はエネルギー回収のため原材料又は燃料として循環的に利用するためのものであること（原材料又は燃料として県内で循環的に利用するために中間処理を行うものを含む。）。

イ　貴金属の回収を行うためのものであること。

ウ　循環型地域社会の形成に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号）第７条第１項の規則で定める圏域（本県を除く。）から搬入されるものであること。

エ　その他本県で処理せざるを得ない特殊事情があると知事が認めるものであること。

４　受託者とは、報告者が処分を委託した者をいい、処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合にあってはその

空欄に（残）と、処分の再委託の場合は（再）と記載してください。

5　産業廃棄物の処理施設の処分実績については、処理施設で処分した量を別紙に記入し添付してください。

別紙

産業廃棄物の処理施設における処分実績報告書（　　年度）

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理施設の種類	処分した産業廃棄物の種類と年間処理量（単位　t・m³）				処分後の産業廃棄物の処分量（単位　t・m³）			
	A	A	A	A	種　類	排出量	処理方法	処分量
合　計								

備考　処分した産業廃棄物の種類をＡ欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入してください。

（Ａ４）

附　則

1　この規則は、平成 20 年４月１日から施行する。

2　この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に行った産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に係る報告書について適用し、同日前に行った産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に係る報告書については、なお従前の例による。